

保護者様

唐津市立名護屋小学校
校長 林 寛

令和5年度の学校生活について

清明の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より本校の教育活動や感染症対策にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和5年2月10日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等についての通知がまいりました。これに伴い、本校におきましても、新年度（令和5年4月1日）から、下記のとおり教育活動を進めてまいります。

引き続き、ご家庭にも協力していただくこととなりますが、どうぞよろしく願いいたします。

記

1 学校生活について

(1) 保健管理に関すること

- ・ 児童及び教職員については、学校教育活動に当たって、一人一人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、校外学習等において、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスク着用が推奨される場面においては、児童及び教職員についても着用を推奨します。また、感染が拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスク着用をお願いすることがあります。
- ・ 児童生徒の健康観察を十分行うとともに、手洗いやうがいの励行、ハンカチの携行、咳エチケットの指導など基本的な感染症対策を徹底します。
- ・ 教室等のこまめな換気を実施するとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めます。
- ・ 家庭では、登校前に健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認していただき、発熱等のかぜ症状がみられるときは、軽い症状でも自宅で休養させてください。また、同居家族に未受診で発熱等の風邪症状がみられる場合も登校をお控えください。なお、これらの場合はいずれも「出席停止」の扱いとします（欠席になりません）。また、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようお願いいたします。

(2) 学校給食に関すること

- ・ 給食前後の手洗いを徹底するとともに、食事中は飛沫を飛ばさないように注意をします。
- ・ 机の配置の工夫や適切な換気を確保し、大声での会話を控える、机を向かい合わせにしない等の対策を講じることにより、黙食の指導はしません。「学校給食における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に沿って必要な対応を指導します。

(3) 心のケアに関すること

- ・ 本感染症に起因する様々な悩みやストレス等を抱いている児童もいることを想定し、学級担任や養護教諭等を中心とし、一人一人の心身の健康状況の的確な把握に努め、必要な場合は、SC（スクールカ

ウンセラー) や SSW (スクールソーシャルワーカー) 等を活用するなどして関係機関と連携し、適切な支援を行います。

- ・ 児童の状況把握については、ご家庭でもお願いします。ご心配なことは学校へご連絡ください。

(4) 差別やいじめ等の未然防止に関すること

- ・ 教職員一人一人が、本感染症について正しい認識をもち、基本的な感染症対策を含めた対応について理解するとともに、児童生徒の発達段階に応じて適切に指導を行います。
- ・ 児童生徒からの差別やいじめ等の相談については、組織的に対応します。感染者やその家族及び要待機者等に対する偏見や差別が生じないように、関係者の人権に十分配慮します。

2 学校行事について

- ・ これまで通り、基本的な感染予防対策の徹底を図るとともに、児童同士が密集しないように工夫したり、感染状況に応じて、実施時間の短縮や参加人数の制限を行ったりするなど、適切な対策をとったうえで実施します。また、感染状況によっては行事の日程や内容を変更することも考えられます。その際は、事前に連絡させていただきます。

3 児童や教職員の家族に感染の疑いがある場合の対応について

(1) 児童や教職員が以下に該当する場合は登校（出勤）を控えてください（控えさせます）。

- ・ 発熱等が続く場合（学校にご連絡ください）
- ・ 本人や家族に発熱など新型コロナウイルス感染が疑われる症状が出た場合

(2) 児童及び家族の感染が判明した場合、また濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校にご連絡ください。

4 感染等が確認された場合の対応について

(1) 児童・教職員が感染した場合

- ・ 当該児童や教職員は直ちに出席（勤務）停止措置をとります。
- ・ 臨時休校や、学級閉鎖等については、保健福祉事務所や校医の先生、教育委員会と協議し、判断します。その後の再開については、保健福祉事務所や校医の先生の指導に従った上で判断します。

(2) 児童・教員等が濃厚接触者に特定された場合

- ・ 当該児童・教員等は直ちに出席（勤務）停止措置をとります。
- ・ 当該児童・教員等の PCR 検査等の結果が陽性の場合、(1) により対応します。

なお、出席停止等の扱いについては、以下の通りです。

○新型コロナウイルス感染症陽性の場合

症状が出始めた日の翌日から7日間。ただし、無症状の場合、5日目に薬事承認された抗原検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に解除可能。

○濃厚接触者となった場合

最終接触日の翌日から5日間。ただし、2日目・3日目に薬事承認された抗原検査キットで陰性確認後3日目から解除可能。

○医師の判断でPCR検査等を受けることになった場合

検査等の結果『陰性』が判明するまでの間。